# 予算の要領の公表

宮 崎 県

#### 令和5年度宮崎県一般会計予算

令和5年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 655,683,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 214条の規定により債務を負担する行為を することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的 、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 00,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月17日提出

### 第1表 歳入歳出予算

歳 入

成 人		
款	項	金額
1   県 税		千円 106, 750, 000
	1 民 税	33, 558, 095
	2 事 業 税	24, 758, 376
	3 地 方 消 費 税	21, 408, 059
	4 不 動 産 取 得 税	2, 159, 212
	5 県 た ば こ 税	1, 351, 975
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	399, 252
	8 自 動 車 税	14, 090, 035
	9 鉱 区 税	7, 548
	12 軽 油 引 取 税	8, 697, 024
	13     狩   猟     税	19, 870
	14 産 業 廃 棄 物 税	300, 554
2 地方消費税清算金		56, 945, 632
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56, 945, 632
3 地 方 譲 与 税		20, 608, 000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1, 960, 000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	70, 000
	4 航空機燃料譲与税	103, 000
	6 自 動 車 重 量 譲 与 税	139, 000
	7 森 林 環 境 譲 与 税	184, 000

款	項	金額
	8 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	千円 18, 152, 000
4 地 方 特 例 交 付 金		617, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	617, 000
5 地 方 交 付 税		189, 051, 000
	1 地 方 交 付 税	189, 051, 000
6    交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		398, 000
	文 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	398, 000
7   分担金及び負担金 		1, 849, 424
	1 分 担 金	102, 045
	2 負 担 金	1, 747, 379
8   使用料及び手数料 		9, 390, 093
	1 使 用 料	6, 910, 324
	2	27, 270
	3 証 紙 収 入	2, 452, 499
9   国 庫 支 出 金	1	124, 118, 645
	1 庫 負 担 金	42, 117, 336
	2 国 庫 補 助 金	80, 886, 538
10	3	1, 114, 771
10  財 産 収 入	1	972, 020
	財産運用収入	653, 276
11	2 財 産 売 払 収 入	318, 744
11   寄   附		357, 251

	款		項	金額
			1 寄 附 金	千円 357, 251
12 繰	λ	金		36, 381, 006
			特別会計繰入金	773, 295
			2 基 金 繰 入 金	35, 607, 711
14 諸	収	入		62, 844, 829
			1 延滞金、加算金及び過料等	55, 686
			2 県 預 金 利 子	617
			3 貸 付 金 元 利 収 入	55, 737, 134
			4 受 託 事 業 収 入	843, 677
			5 収 益 事 業 収 入	2, 776, 000
			7 雑 入	3, 431, 715
15 県		債		45, 400, 100
			1 県 債	45, 400, 100
	歳	入	合 計	655, 683, 000

方	袁 出									
	款				項				金	額
1 議	会	費								千円 1, 119, 639
			1 議		会			費		1, 119, 639
2 総	務	費								40, 376, 726
			総	務	管		理	費		14, 490, 123
			2 企		画			費		16, 907, 802
			3 徴		税			費		5, 086, 775
			4 市	町	村	振	興	費		1, 341, 053
			5選		挙			費		457, 784
			6 防		災			費		1, 460, 456
			7統	計	調		查	費		310, 936
			8 人	事	委	員	会	費		145, 507
3			監	查	委		員	費		176, 290
3 民	生	費	1							98, 225, 184
			1 社 2	会	福		祉	費		64, 879, 334
			2 児 3	童	福		祉	費		29, 164, 239
			生	活	保		護	費		3, 803, 447
4			4 災 ———————————————————————————————————	害	救		助	費		378, 164
<b>4</b> 衛	生	費	1							53, 773, 397
			公 2	衆	衛		生	費		33, 966, 117
			環	境	衛		生	費		3, 186, 409

	款				項				金	額
			3 保	健	<u> </u>	所		費		千円 1, 769, 653
			4 医		薬			費		14, 851, 218
5 労	働	費								1, 538, 466
			1 労		政			費		379, 034
			2 職	業	訓		練	費		1, 057, 344
			4 労	働	委	員	会	費		102, 088
6 農	林 水 産 業	費								52, 000, 048
			1 農		業			費		13, 941, 656
			2 畜	産		業		費		8, 451, 433
			3 農		地			費		10, 664, 904
			林		業			費		14, 613, 430
			5 水	産		業		費		4, 328, 625
7 商	エ	費	-1							60, 855, 847
			商		業			費		56, 543, 249
			2 工	鉱		業		費		2, 553, 063
0			3 観		光			費		1, 759, 535
8 ±	木	費	1							58, 211, 570
			1 ±	木	管		理	費		3, 904, 141
			2 道	路	橋		梁	費		32, 449, 629
			3 河	JII	海		岸	費		12, 922, 794
			巻		湾			費		3, 637, 641
			5 都	市	計		画	費		2, 806, 646

	款				項			金額
			6 住		宅		費	千円 2, 490, 719
9 警	察	費						27, 800, 849
			1 警	察	管	理	費	24, 205, 199
			2 警	察	活	動	費	3, 595, 650
10 教	育	費						114, 938, 211
			1 教	育	総	務	費	22, 794, 752
			2 小	学		校	費	33, 181, 227
			3 中	学		校	費	21, 931, 286
			4高	等	学	校	費	20, 524, 994
			5 特	別 支	援	学を	艾費	9, 197, 528
			6 社	会	教	育	費	2, 448, 357
			7 保	健	体	育	費	3, 678, 627
-11			8 大		学		費	1, 181, 440
11   災 	害 復 旧	費						18, 672, 120
				林水産力	施 設	災害復	旧費	7, 366, 225
			2 土	木 施 設	炎	害 復	旧費	11, 120, 495
			3 文	教 施 設	炎	害 復	旧費	92, 700
10			4 県	有 施 設	炎	害 復	旧費	92, 700
12 公	債	費	4					75, 406, 930
10			1 公		債		費	75, 406, 930
13 諸	支 出	金	0					52, 664, 013
			2 地	方 消	費	兑 清 🧐	算 金	21, 168, 500

	款		項		金額
				交 付 金	千円 24, 878
				交 付 金	327, 679
			5 株式等譲渡所	得割交付金	256, 730
			6 地 方 消 費 秒	党 交 付 金	28, 565, 654
			ブ ゴルフ場利用 8	税 交 付 金	279, 477
			自動車取得	税交付金	100
			環 境 性 能 害 12	京 付 金	270, 364
14			法 人 事 業 秒	党 交 付 金	1, 770, 631
14 予	備	費			100,000
			1		
	歳	出	1 予 備	計	
	歳	出			655, 683, 000
	歳	出			
	歳	出			
	歳	出			
	歳	出			

## 第2表 債務負担行為

追 加

	1				
事項	期	間	限	度	額
(みやざき文化振興課)					千円
県立芸術劇場大規模改修事業費(特定 天井改修)		年度から 年度まで			480, 210
県立芸術劇場大規模改修事業費(舞台 設備改修)		年度から 年度まで			935, 000
県立芸術劇場大規模改修事業費 (コン サートピアノ改修)		年度から 年度まで			21, 362
(国スポ・障スポ準備課)					
国民スポーツ大会事業費 (競漕艇購入 )		年度から 年度まで			37, 000
県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技 場投てき練習場整備工事等)		年度から 年度まで			664, 349
県有スポーツ施設整備事業(体育館設 備工事(2期))		年度から 年度まで			1, 100, 576
県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技 場備品等整備)		年度から 年度まで			583, 536
(総 務 課)					
公文書デジタル化推進事業		年度から 年度まで			181, 600
(財産総合管理課)					
日南総合庁舎空調設備改修工事		年度から 年度まで			75, 267
(税 務 課)					
自動車税種別割納税通知書等印字・封 入封緘委託料		年度から 年度まで			15, 290
(危機管理課)					
災害支援物資拠点施設整備事業		年度から 年度まで			448, 826
(消防保安課)					
防災救急ヘリコプター機体更新事業		年度から 年度まで			3, 770, 000

事	項	期	間	限	度	額
(医療政策課)						千円
県西部圏域高度急性期日 業	医療機能強化事		年度から 年度まで		1	, 568, 850
(森林経営課)						
令和5年度に日本政策会 県林業公社に融資した。 害を受けた場合の損失を	ことによって損		年度まで	借利償間定弁額す日利息入 還満日済並るか率額を期了」しび額ら年11	到来後10 日、いい遅び 日、かい 経延 損失 で で で で で で で に き に り に り に り に り に り に り に り に り に た し に し て し て し に し に し に し に し に し に し に	「損失確 において 利金合計 金に相当 定日の翌 日までの
森林環境保全整備事業			年度から 年度まで			73, 500
(商工政策課)						
令和5年度設備貸与機	関損失補償		年度から 年度まで			125, 000
令和5年度中小企業融資	資制度損失補償		年度から 年度まで			100, 000
(雇用労働政策課)						
令和5年度離職者等再原	就職訓練事業		年度から 年度まで			55, 713
(農業普及技術課)						
令和5年度農業近代化	資金利子補給		年度から 年度まで			728, 708
令和5年度災害資金、編 病等対策資金利子補給	経済変動・伝染	, ,	年度から 年度まで			5, 938
令和5年度農業経営負担 利子補給	坦軽減支援資金		年度から 年度まで			24, 707
(農業担い手対策課)						
令和5年度に公益社団 有合理化協会が公益社 業振興公社に担い手支持 たことによって損害を 失補償	団法人宮崎県農 爰資金を融資し		年度から 年度まで	借入額 利 率 最終償還 ない元金 相当する	及び遅延	240,000 無利子 済してい 損害金に

事	項	期	間	限	度	額
(農村整備課)						千円
県営経営体育成基盤 地区)	<b>於備事業(塩屋原</b>		年度から 年度まで			100,000
   県営ため池等整備事業 	笑 (中地区)		年度から 年度まで			40,000
県営湛水防除事業(正	E蓮寺地区)		年度から 年度まで			60,000
県営農業用河川工作物 大島地区)	邓応急対策事業(		年度から 年度まで			61, 819
(水産政策課)						
令和5年度漁業近代化	<b>公資金利子補給</b>	, ,	年度から 年度まで			132, 919
令和5年度漁業経営維 補給	<b>É持安定資金利子</b>		年度から 年度まで			9, 454
令和 5 年度漁海況変重 補給	斯等対策資金利子		年度から 年度まで			1,500
(漁業管理課)						
水産基盤(漁港)整備	<b>事業</b>		年度から 年度まで			340, 000
(畜産振興課)						
令和5年度に金融機関 宮崎県農業振興公社に 合整備事業資金及び2 総合整備事業資金を顧 って損害を受けた場合	二公共畜産環境総 公共畜産基盤再編 建資したことによ		年度から 年度まで		期限に弁 金及び過	198,000 3.5%以内 済してい 遅延損害金
令和5年度畜産特別資 補給	金融通事業利子		年度から 年度まで			23, 105
令和5年度家畜疾病經 事業利子補給	医営維持資金融通		年度から 年度まで			11, 100
(道路建設課)						
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本 携道路事業((仮称)	网北方線地域連		年度から 年度まで			585,000
公共道路新設改良事業 一般県道木脇高岡線社 交付金事業((仮称) )	上会資本整備総合		年度から 年度まで			370,000

事項	期	間	限	度	額
公共道路新設改良事業 国道 219号防災・安全交付金事業(( 仮称)越野尾二之渡1号橋下部工)		5年度から 6年度まで			千円 180, 000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全交付金事業(松 瀬工区)		5年度から 6年度まで			460, 000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全交付金事業(十 根川工区)		5年度から 6年度まで			180, 000
(道路保全課)					
沿道修景美化推進対策事業		5年度から 6年度まで			685, 700
公共道路維持事業 一般県道高鍋美々津線防災・安全交付 金事業(都南橋工区)		5年度から 6年度まで			330, 000
地域総合メンテナンス事業		5年度から 6年度まで			1, 180, 785
   県単道路維持事業 		5年度から 6年度まで			700, 000
(河 川 課)					
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業(放 流ゲート設備更新工事)		5年度から 7年度まで			240, 000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業(寺橋仮橋 保守点検等業務)		5年度から 7年度まで			16, 000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業 ((仮称)福 瀬大橋 P 2 工事)		5年度から 6年度まで			192, 000
地域総合メンテナンス事業		5年度から 6年度まで			85, 529
(砂 防 課)					
地域総合メンテナンス事業		5年度から 6年度まで			13, 020
(港 湾 課)					
公共港湾建設事業 宮崎港社会資本整備総合交付金事業( (仮称)緑道橋上部工)		5年度から 6年度まで			200, 000

事項	期	間	限	度	額
(財務福利課)					千円
県立学校仮設校舎設置事業		5年度から 6年度まで			18, 150
(スポーツ振興課)					
練習環境整備事業(自転車競技場大規模改修工事)		5年度から 6年度まで			855, 341
練習環境整備事業 (ライフル射撃競技 場大規模改修工事)		5年度から 6年度まで			236, 368
(警察本部)					
運転者管理システム整備事業		5年度から 1年度まで			967, 548

## 第3表 地 方 債

		Ī	<u> </u>	
起 債 の 目 的	限度額	起債の 法	利率	償 還 の 方 法
庁舎公舎等整備事業	千円 2,686,800	証書借入 又は証券発	% 9.0以 内 (ただ	起債の日から30年以内に おいて、元利均等、元金均
山地治山事業	1, 229, 200		し、利率見直し方	等又は満期一括などの方法 により償還する。
林 道 事 業	658, 000		式で借り入れる資	ただし、県財政の都合に より据置期間及び償還期限
農地防災事業	550, 000	を下回ると	金について利率の	の短縮若しくは繰上償還又
土地改良事業	1, 830, 400		見直しを	は借換えをすることができる。
漁港事業	700, 200		行った後において	その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の
河 川 事 業	2, 057, 000		は、当該見直し後の利率)	定める条件による。
砂防事業	2, 023, 600	とすること ができる。	の利率)	
港湾事業	995, 200			
道路橋梁事業	9, 106, 600			
高速自動車国道建 設 事 業	3, 148, 500			
臨時県道整備事業	571, 500			
地域づくり関連道路整備事業	13, 700			
公営住宅建設事業	734, 100			
海岸保全河川事業	140, 300			
海岸保全港湾事業	263, 400			
海岸保全漁港事業	48, 300			
街 路 事 業	379, 000			
公 園 事 業	766, 900			
空港整備対策事業	374, 000			
自然災害防止事業	40, 400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償	還	0	方	法
臨時河川等整備事業	千円 54, 300		%					
高等学校整備事業	1, 902, 600							
社会教育施設整備事業	320, 800							
交通安全施設整備事業	418, 500							
警察施設整備事業	229, 100							
緊急防災基盤整備事業	140, 100							
災害復旧事業	4, 423, 400							
臨時財政対策債	2, 973, 000							
県有体育施設整備事業	6, 621, 200							
計	45, 400, 100							

#### 令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,033千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第	1表 歳入歳出	予算						
	款			Ą	Į		金	額
10 財		収入						千円 26
			1 財 方	産 運	用 収	入		26
12 繰	入	金						19, 776
			1 特 別	」 会 書	十 繰 入	金		7, 004
			2 基	金約	入	金		12, 772
13 繰	越	金						231
			1 繰	起	<u>Ž</u>	金		231
	歳	入		合	計			20, 033
	歳出							
	款			Ą	lm.		金	額
2 総	務	費						千円 20,033
			2 企	匪	Į	費		20, 033
	歳	出		合	計			20, 033

#### 令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和5年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,989,098千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第1割	表 歳入歳出予算 歳 入	章							
	款				項			金	額
12 繰	入	金							千円 75, 001, 982
			<u>-</u>	般 会	計	繰	入 金		75, 001, 982
15 県		債							2, 987, 116
			1 県				債	:	2, 987, 116
	歳	入		合		計			77, 989, 098
尿	裁 出							<del></del>	
2	款				項			金	額 <sub>手円</sub>
2 総	務	費	1						3, 553, 900
12	_		1 総	務	管	理	費	,	3, 553, 900
12 公	債	費	1						74, 435, 198
	_		公		債		費	,	74, 435, 198
	歳	出		合		計			77, 989, 098

#### 令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和5年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,499,737千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
7 分担金及び負担金		千円 31, 741, 770
	2     負   担     金	31, 741, 770
9 国 庫 支 出 金		33, 771, 582
	1 国 庫 負 担 金	22, 127, 840
	2 国 庫 補 助 金	11, 643, 742
10 財産収入		4, 125
	1 財 産 運 用 収 入	4, 125
12 条 入 金		7, 979, 987
	2 基 金 繰 入 金	901, 439
	3 一般会計繰入金	7, 078, 548
14		40, 002, 273
	7 雑 入	40, 002, 273
歳	合 計	113, 499, 737
歳出		
款	項	金額
3		千円 113, 499, 737
	1 社 会 福 祉 費	113, 499, 737
歳出	合 計	113, 499, 737

#### 令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 302,067千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第 <sup>·</sup>	1表 歳入歳出予算									
	款				項				金	額
12 繰	入	金								千円 1,805
			3 一 般	会	計	繰	入	金		1,805
13 繰	越	金								192, 914
			1 繰		越			金		192, 914
14 諸	収	入								107, 348
			3 貸 付	金	元	利	収	入		88, 047
			7 雑					入		19, 301
	歳	入		合		計				302, 067
	歳 出									
	款				項				金	額
3 民	生	費								千円 259, 215
10			1	父 子	寡	婦 福	i 祉	費		259, 215
12 公	債	費								42, 852
			1 公		債			費		42, 852
	歳	出		合		計				302, 067

#### 令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和5年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,317千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
8 使用料及び手数料		手円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		55, 697
	1 財 産 運 用 収 入	1, 530
	2 財 産 売 払 収 入	54, 167
12 繰 入 金		68,000
	3 一般会計繰入金	68,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳   入	合 計	125, 317
歳出		
款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 51, 763
	4	51, 763
12		73, 554
	1 公 債 費	73, 554
歳出	合 計	125, 317

#### 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,832千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

第	1表 歳入歳	出予算						
	款			項			金	額
10 財	産	収 入						千円 186, 408
			2 財 産	売	払 収	入		186, 408
12 繰	入	金						7,000
			3 一般	会 計	繰 入	金		7,000
14 諸	収	入						15, 424
				魚 金	利	子		100
			7 雑			入		15, 324
	歳	入	í	合	計			208, 832
	歳出		1					
	款			項			金	額
6 農	林水	産 業 費						千円 162, 316
10			4 林	業		費		162, 316
12 公	債	費	1					46, 516
			1 公	債		費		46, 516
	歳	出	<u> </u>	<b>合</b>	計			208, 832

#### 令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 901,832千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

第	1表	歳入記	歳出予	5算										
		壽	<b></b>						項				金	額
13 繰		<sub>ا</sub>	<u>戉</u>		金									千円 857, 376
						1 繰			越			金		857, 376
14 諸		Ц	Z.		入									44, 456
						2 県	j	預	金	Ħ	FI]	子		5
						3 貸	付	金	元	利	収	入		44, 234
						7 雑						入		217
		歳			入		•	合		計				901, 832
	歳	出												
		恚	<b></b>						項				金	額
6 農	林	水	産	業	費									手円 901,832
						4 林			業			費		901, 832
		歳			出		•	合		計				901, 832

#### 令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 686,688千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的
  - 、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月17日提出

第 1	l表 歳入歳出予算 歳 入	算									
	款					項				金	額
13 繰	越	金									千円 208, 127
			1 繰			越			金		208, 127
14 諸	収	入									412, 146
			3 貸	付	金	元	利	収	入		411, 746
			7 雑						入		400
15 県		債									66, 415
			1 県						債		66, 415
	歳	入		f	<b></b>		計				686, 688
	歳出		L								
7	款					項				金	額 千円
商	I	費	1								470, 711
10			1 商			業			費		470, 711
12 公	債	費	1								215, 977
			1 公			債			費		215, 977
	歳	出		f	<b>=</b>		計				686, 688

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸 付 金	千円 66, 415	証書借入	% 0	起債の日から20年以内( 据置3年以内)において元 金均等に償還する。 償還財源は、当該貸付金 に係る貸付先からの償還金 又はその他の財源とする。 ただし、中小企業基盤整 備機構との契約条件により 繰上償還することができる
計	66, 415			o

## 令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和5年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,850千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第 1	表 歳入歳出予算									
	款				項				金	額
12 繰	入	金	3							千円 800
12			一 般	会	計	繰	入	金		800
13 繰	越	金								4, 050
			1 繰		越			金		4, 050
	歳	入		合		計				4, 850
	歳 出									
	款				項				金	額
7 商	エ	費								千円 4,850
			3 観		光			費		4, 850
	歳	出		合		計				4, 850

# 令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和5年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,435千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第1表 歳入歳出歳 入	1予算									
款				Ţ	頁				金	額
8 使 用 料 及 び	手 数 料									千円 198
		1 使		j	<b>用</b>			料		198
10 財 産	収 入									2, 008
		1 財	産	運	<b></b>		収	入		2, 008
12 繰 入	金									11, 672
		3	般	会 喜	计	繰	入	金		11, 672
13 繰 越	金									20, 557
		1 繰		ŧ	或			金		20, 557
歳	入		合			計				34, 435
歳出										
款				Į	頁				金	額
7 商 工	費									千円 34, 435
		3 観		<u> </u>	七			費		34, 435
歳	出		合			計				34, 435

## 令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216,178千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第	1表	歳入	歳出う	予算										
			<u></u>						項				金	額
12 繰			ι		金									千円 865
						3	般	会	計	繰	入	金		865
13 繰		ŧ	<u>哎</u>		金									176, 255
						1 繰			越			金		176, 255
14 諸		4	Z		入	0								39, 058
						2 県	Ĭ	頁	金	禾	IJ	子		10
						3 貸	付	金	元	利	収	入		39, 048
		歳			入		1	合 ———		計				216, 178
	歳	出				Ι								
6		克	<b></b>						項				金 	額 千円
6 農	林	水	産	業	費	5								216, 178
						5 水		産		業		費		216, 178
		歳			出		1	合 ——		計				216, 178

# 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 614,990千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第1	表 歳入歳出	予算							
	款				項			金	額
10 財	産	又入							千円 30,000
			2 財 <u></u>	産 売	払	収	入		30,000
12 繰	入	金							584, 990
			3 一 般	会会	計 絲	<b>承</b> 入	金		584, 990
	歳	入		合		計			614, 990
	歳  出								
	款				項			金	額
8 ±	木	費							千円 614, 990
			1 土	木	管	理	費		614, 990
	歳	出		合		計			614, 990

# 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,500,059千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的
  - 、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月17日提出

第1表歳歳	:入歳出予算 入										
<b>河</b> 坂	<b>入</b> 数					 項				金	額
8 使 用 料		보는 네네				· 垻 				<u> </u>	千円
使用料	及び手	数料	1 使						dol		478, 412
			便			用			料		478, 412
繰	入	金	3								211, 647
15			<u> </u>	般	会	計	繰	入	金		211, 647
15 県		債	-								810, 000
			1 県						債		810, 000
	ŧ	入		ŕ	<b></b>		計				1, 500, 059
歳	出										
	款					項				金	額
8 ±	木	費									千円 1, 286, 412
			4 港			湾			費		1, 286, 412
12 公	債	費									211, 647
			1 公			債			費		211, 647
14 予	備	費									2,000
			1 予			備			費		2,000
蒜	ŧ	出		Î	<u> </u>		計				1, 500, 059
										<u> </u>	

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 810, 000	証書借入 又は証券発	% 9.0以 内(ただ	起債の日から30年以内に おいて、元利均等、元金均
		行の方法に	し、利率	等又は満期一括などの方法
		よる。	見直し方	により償還する。
		発行価格	式で借り	ただし、県財政の都合に
		が額面金額	入れる資	より据置期間及び償還期限
		を下回ると	金につい	の短縮若しくは繰上償還又
		きは、その	て利率の	は借換えをすることができ
		発行差額を	見直しを	る。
		埋めるため	行った後	その他政府資金の融通を
		必要な金額	において	受けるときは、当該機関の
		を加算した	は、当該	定める条件による。
		額を限度額	見直し後	
		とすること	の利率)	
計	810, 000	ができる。		

#### 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和5年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 236,596千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

令和5年2月17日提出

第	1表 歳入歳歳	出予算							
	款				項			金	額
10 財	産	収 入							千円 203, 517
			2 財 産	売	払	収	入		203, 517
13 繰	越	金							33, 078
			1 繰	į	越		金		33, 078
14 諸	収	入							1
			7 雑				入		1
	歳	入		合		計			236, 596
	歳 出								
	款			:	項			金	額
10 教	育	費							千円 236, 596
			4 高	等 "	学	校	費		236, 596
	歳	出		合		計			236, 596

## 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和5年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,449,753千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

第1表	歳入歳出予算 入										
	款					項				金	額
13 繰	越	金									千円 3, 395, 031
			1 繰			越			金		3, 395, 031
14 諸	収	入									1, 054, 722
			3 貸	付	金	元	利	収	入		902, 770
			7 雑						入		151, 952
	歳	λ		î	合		計				4, 449, 753
歳	出	1	I						-		
10	款					項				金	額
10 教	育	費									千円 4, 449, 753
			1 教	Ī	育	総	彩	安	費		4, 449, 753
	歳	出		î	合		計				4, 449, 753

#### 令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算

(総 則)

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)の予算は、次に定めるところによる

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
  - (1) 年間供給電力量 479,234,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		5, 046, 110千円
第1項 営 業 収	益	4,717,865千円
第2項 附带事業巾	又 益	83,235千円
第3項 財 務 収	益	179,710千円
第4項 営 業 外 収	益	65,300千円
第5項 特 別 利	益	0千円
	支	出
第1款 事業費		7, 200, 671千円
第1項 営 業 費	用	6,675,016千円
第2項 附带事業費	費 用	73,349千円
第3項 財 務 費	用	8,799千円
第4項 営 業 外 費	用	349,574千円
第5項 特 別 損	失	43,933千円
第6項 予 備	費	50,000千円
収 支	残	一2, 154, 561千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 4,460,782千円は、減債積立金 161,319千円、建設改良積立金 1 ,332,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,889,631千円並びに当年度分消費税及び地 方消費税資本的収支調整額77,832千円で補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	•		73, 896千円
第1項 工 事 負 担	金		3,079千円
第2項 貸付金返還	金		69,967千円
第3項 補 助	金		850千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			4, 534, 678千円
第1項 建 設 改 良	費		4,273,319千円
第2項 企業債償還	金		161,319千円
第3項 雑 支	出		40千円
第4項 予 備	費		100,000千円
収 支 残	<u> </u>		一4, 460, 782千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名	綾第一発電所南機	総合監視制御シス	
	水車発電機一部改	テム無停電電源装	計
	良及び精密点検工	置更新ほか工事	AT
年度	事		
	千円	千円	千円
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	1, 373	1, 373
令和7年度	288, 651	_	288, 651
計	288, 651	1, 373	290, 024

(2)(款) 事業費 (項) 附带事業費用

総額及び年割額

事業名	総合監視制御シス	
	テム無停電電源装	計
年度	置更新ほか工事	
	千円	千円
令和5年度	О	o
令和6年度	51	51
計	51	51

(3) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名	綾第一発電所南機	総合監視制御シス	
	水車発電機一部改	テム無停電電源装	₽L
	良及び精密点検工	置更新ほか工事	計
年度	事		
	千円	千円	千円
令和5年度	70, 400	0	70, 400
令和6年度	70, 400	4, 681	75, 081
令和7年度	1, 267, 200	_	1, 267, 200
計	1, 408, 000	4, 681	1, 412, 681

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。

- (1) 営業費用
- (2) 附带事業費用
- (3) 財務費用

- (4) 営業外費用
- (5) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 1,091,754千円
  - (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

## 令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算

(総 則)

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
  - (1) 給水事業所数

15社

(2) 年間総給水量 35,933,880㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			379, 513千円
第1項 営 業 収	益		337, 344千円
第2項 営 業 外 収	益		42,169千円
第3項 特 別 利	益		0千円
	支	出	
第1款 事業費			418, 775千円
第1項 営 業 費	用		402,504千円
第2項 営 業 外 費	用		10,271千円
第3項 特 別 損	失		0千円
第4項 予 備	費		6,000千円
収 支 🦸	<b></b>		一39, 262千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額 133,397千円は、減債積立金 1,501千円、借入金償還積立金60,0 00千円、過年度分損益勘定留保資金67,844千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資 本的収支調整額 4,052千円で補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			1, 433千円
第1項 補 助	金		1,433千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	I		134,830千円
第1項 建 設 改 良	費		63,329千円
第2項 企業債償還	金		1,501千円
第3項 借入金償還	金		60,000千円
第4項 予 備	費		10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

支 残

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

収

-133,397千円

総額及び年割額

計	95	95
令和6年度	95	95
令和5年度	O	О
	千円	千円
年度	置更新ほか工事	
	テム無停電電源装	計
事業名	総合監視制御シス	

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名	総合監視制御シス	
	テム無停電電源装	計
年度	置更新ほか工事	
	千円	千円
令和5年度	O	o

令和6年度	1, 013	1, 013
<b>=</b>	1, 013	1, 013

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用
  - (2) 営業外費用
  - (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 67,542千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

#### 令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算

(総 則)

第1条 令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
  - (1) 年間施設利用者数 31,500人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		24, 991千円
第1項 営 業 収	益	23, 248千円
第2項 営 業 外 収	益	1,743千円
第3項 特 別 利	益	0千円
	支	出
第1款 事業費		24, 462千円
第1項 営 業 費	用	22,099千円
第2項 営 業 外 費	用	1,563千円
第3項 特 別 損	失	0千円
第4項 予 備	費	800千円
収 支	残	529千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額15,197千円は、過年度分損益勘定留保資金15,035千円並びに当年 度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 162千円で補てんするものとする。)。

 収
 入

 第1款 資 本 的 収 入
 O千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出

15, 197千円

第1項 建 設 改 良 費

2,229千円

第2項 借入金償還金

9,968千円

第3項 予 備 費

3,000千円

収 支 残

-15,197千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用
  - (2) 営業外費用
  - (3) 特别損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 913千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

# 令和5年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,193床

(2) 年間患者数

入 院

340,746人

外 来 358,911人

(3) 一日平均患者数

入 院

931人

外 来

1,477人

(4) 主要な建設改良事業

県立宮崎病院解体他工事

1,398,938千円

医療器械等資產購入

2,008,909千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		42, 492, 671千円
第1項 医 業 収	益	33, 928, 377千円
第2項 医 業 外 収	益	8, 392, 362千円
第3項 特 別 利	益	171,932千円
	支 出	
第1款 病院事業費用	支出	44, 957, 010千円
<b>第1款 病院事業費用</b> 第1項 医 業 費	<b>支 出</b> 用	
	用	44, 957, 010千円

 第4項 予 備
 費
 3,000千円

 収 支 残
 -2,464,339千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,544,605千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,538,806千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,799千円で補てんするものとする。)。

	収	Д
第1款 資 本 的 収 入		7, 616, 090千円
第1項 企 業	債	4,949,600千円
第2項 一般会計負担	金	2,666,490千円
第3項 補 助	金	0千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		10, 160, 695千円
第1項 建 設 改 良	費	5, 428, 695千円
第2項 企 業 債 償 還	金	4,695,000千円
第3項 投	資	36,000千円
第4項 予 備	費	1,000千円
収支	残	一2,544,605千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める

0

事	項	期	間	限	度	額
電子カルテシステム整備事業		令和 5 年	<b>手度から</b>	4	706 0	千円
		令和6年	<b></b> 再度まで	4,	796, 00	J0

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める

0

+1 # 0 F 4	78 de de	起債の	利 率	选 VB の 十 汁
起債の目的	限度額	方 法	利率	償還の方法
	千円		%	
建設改良工事	3, 148, 400	証書借入又	9.0以	起債の日から30年以
		は証券発行の	内(ただ	内において、元利均等
		方法による。	し、利率	、元金均等又は満期一
		発行価格が	見直し方	括などの方法により償
		額面金額を下	式で借り	還する。
		回るときは、	入れる資	ただし、都合により
資 産 購 入	1, 801, 200	その発行差額	金につい	据置期間及び償還期限
		を埋めるため	て利率の	の短縮若しくは繰上償
		必要な金額を	見直しを	還又は借換えをするこ
		加算した額を	行った後	とができる。
		限度額とする	において	その他政府資金の融
		ことができる	は、当該	通を受けるときは、当
計	4, 949, 600	0	見直し後	該機関の定める条件に
			の利率)	よる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 医 業 費 用
  - (2) 医業外費用
  - (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,619,180千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 50,659千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,017,157千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種	類		類		類		類		名称		量
						式						
医	療	器	械	MR I 装置	1	L						
施	設	備	品	ネットワーク機器	2	2						

令和5年2月17日提出